

平成26年(行セ)第1号 特別抗告提起事件

〒680-1165 鳥取市下味野415-1(住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付(送達場所)

(電話 050-5867-9930)

(FAX 0857-54-1781)

特 別 抗 告 人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

相 手 方 鳥 取 市

上 記 代 表 者 市 長 竹 内 功

特 別 抗 告 理 由 書

平成26年6月7日

最高裁判所 御中

特 別 抗 告 人 宮 部 慎 太 郎

頭書の事件について、特別抗告人は、次のとおり特別抗告理由を提出する。

第1 特別抗告理由

1 憲法違反

原決定は「租税法律主義は、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原則であって、国民又は市民が、国又は地方公共団体に対して、課税額・課税根拠等を明らかにするように求める具体的権利を有していることを基礎付けるものではない」と判示した。

しかし、課税額・課税根拠等が秘密とされ得るのであれば、国又は地方公共団体が法律や条例によらないかあるいはそれらを拡大解釈して、ほしいままに課税あるいは税の減免を行っても、国民又は市民はその事実すら知ることができ

ないことが起こり得る。さらに、本件のように国又は地方公共団体が課税要件を定めた文書を、裁判の証拠として提出することを免れるのであれば、違法ないしは憲法が定める平等主義に反するような課税がされていたとしても、国民又は市民が裁判により救済を求めることができなくなる。そうなれば、憲法第 8 4 条は空文化してしまう。

また、少なくとも国民又は市民が、自身が納めるべき税額が分かる程度に、課税額・課税根拠等が明らかにされなければ、憲法第 3 0 条が定める納税の義務を果たすことができない。

以上のとおり、原決定は憲法第 8 4 条、憲法第 3 2 条、憲法第 3 0 条に違反する。

2 よって、原決定は破棄され、更に相当な裁判がなされることを求める。

付 属 書 類

1 特別抗告理由書副本副本 7 通